

議案第14号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合同規約（平成2年群馬県指令地第18号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

理 由

館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合同規約別表第2の5の項の事務（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務）の共同処理を令和3年4月1日から行うため

別紙

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の5の項右欄中「沼田市 渋川市」を「沼田市 館林市 渋川市」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規約の施行日前に館林市の職員（館林市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例（令和3年館林市条例第 号）による廃止前の館林市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年館林市条例第21号）第2条に規定する職員をいう。）が公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（この規約の施行日前の公務又は通勤による負傷若しくは疾病によりこの規約の施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。